

1 岐阜県森林づくり基本条例

平成18年岐阜県条例第25号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第11条)

第2章 基本計画(第12条)

第3章 基本的施策

第1節 健全で豊かな森林づくり(第13条—第15条)

第2節 林業及び木材産業の振興(第16条—第18条)

第3節 人づくり・仕組みづくり(第19条—第24条)

第4章 推進体制

第1節 岐阜県木の国・山の国県民会議(第25条・第26条)

第2節 岐阜県木の国・山の国推進本部(第27条・第28条)

附則

岐阜は木の国・山の国と岐阜県民の歌にもうたわれるように、岐阜県は、森林が県土の約8割を占めるわが国有数の森林県である。私たちは、豊かな森林からもたらされる数々の恵みを受けながら、幾世代にわたって、森の文化・木の文化をはぐみ、社会経済の発展を遂げてきた。

しかしながら、市場経済の世界的な進展により木材の輸入が増大し、生産性や効率性が重視される中で、森林づくりを支えてきた林業や木材産業の不振が続き、手入れが行き届かず荒廃する森林が増えつつある。このままでは、災害の防止や水源のかん養といった森林の持つさまざまな機能が損なわれ、美しい景観の喪失や農山村社会の活力の低下といった問題が生じるなど、私たちの生活への影響が懸念される。

一方、21世紀は環境の世紀といわれ、温暖化防止など地球規模の環境対策や持続可能な循環型社会の形成が求められている中で、二酸化炭素の吸収源であり、また、絶えることなく資源を生み出す森林の重要性が世界的に再評価されつつある。さらに、物の豊かさより心の豊かさ、人と自然との共生が求められる今日、私たちに潤い、安らぎ、ゆとりを与えてくれると同時に、自然の生態系を支え多様な生物をはぐむ豊かな森林は、すべての生命にとってなくてはならない存在となっている。

今こそ、私たちは、森林がかけがえのない財産であり大切な資源であることを再認識し、森林を健全で豊かな姿で次世代へと引き継いでいかなければならない。

ここに、私たちは、揺るぎない長期的な展望に立ち、県、市町村、県民等が一体となって適切な役割分担の下に森林づくりを持続的に推進していくことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県の森林づくりの基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、森林組合、事業者、森林づくり活動団体及び県民の役割を明らかにするとともに、県の森林づくりに関する基本的施策を定め、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな環境と暮らしを守り活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り、育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、林産物の供給その他森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林を所有する者をいう。

- (4) 森林づくり活動団体 県内で森林づくりに係る活動を行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体をいう。
- (5) 森林環境教育 森林と人及び環境との関係その他森林の多面的機能に対する理解と関心を深めるための教育及び学習をいう。
- (6) 県産材 県内に所在する森林から生産された木材をいう。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、森林が災害から県民の生命と生活を守っていること、多様な生物の生息の場であること、豊かな水を生み出す源となっていること、木材をはじめとする林産物の生産の場であること、県民の心に潤いと安らぎを与えていること、地球環境の保全に貢献していることなどにかんがみ、揺るぎない長期的な展望に立ち、県、市町村、県民等の協働により、次に掲げる方針に基づいて将来にわたり持続的に行われなければならない。

- (1) 県民の生命及び財産並びに良好な環境が守られるよう、健全で豊かな森林とすること。
- (2) 森林資源の循環利用を通じて活力ある地域社会が実現されるよう、林業及び木材産業を振興すること。
- (3) 森林づくりが社会全体で支えられるよう、人づくり及び仕組みづくりを推進すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 県は、施策の推進に当たっては、県民との協働に努めるとともに、国、市町村及び関係機関との緊密な連携を図らなければならない。
- 3 県は、県内に所在する森林が有する森林の多面的機能が、その森林の下流域の人々にとって欠くことのできないものであることにかんがみ、森林づくりに関する施策についてその人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、当該市町村の住民に対し森林づくりの重要性について普及啓発に努めるとともに、森林所有者(当該市町村を除く。)に対し森林づくりについて必要な助言又は支援に努めるものとする。

- 2 市町村は、地域が主体となって森林の適正な管理及び活用が図られるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適正な管理に努めるとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林組合の役割)

第7条 森林組合は、森林組合が森林所有者の協同組織であり、地域における林業の中核的な担い手であることにかんがみ、森林所有者に対し、その地域の特性に応じた一体的かつ計画的な森林づくりを指導し、又は自らこれを実践するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、県産材を積極的に利用し、森林づくりに係る活動に積極的に参加するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 林業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう努めるものとする。
- 3 木材産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県産材の利用の拡大に努めるとともに、県産材を活用する製品の開発に努めるものとする。

(森林づくり活動団体の役割)

第9条 森林づくり活動団体は、森林の大切さを普及する活動その他の森林づくりに係る活動を積極的に企画し、及び実践するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第10条 県民は、森林の大切さについて理解を深め、森林づくりに係る活動に積極的に参加するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、木の良さについて理解を深め、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本計画**(基本計画)**

第12条 知事は、基本理念に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、森林づくりに関する中長期的な目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、岐阜県木の国・山の国県民会議の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を見直すものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

8 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3章 基本的施策**第1節 健全で豊かな森林づくり****(災害に強い森林づくり)**

第13条 県は、森林の多面的機能のうち、土砂災害、洪水その他災害の防止機能が高度に発揮されるよう、治山対策の推進及び造林、保育その他の森林施業に関する助言、支援その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、その土地に適した樹木を育成し、森林が多様な樹種又は林齢から構成されるよう森林所有者等に対して必要な助言又は支援を行うとともに、間伐対策を計画的に推進するものとする。

(森林の適正な保全)

第14条 県は、県民の生活環境の保全及び生物多様性の確保を図るため、保安林制度、林地開発許可制度その他森林及び自然環境の保全に関する制度を適切に運用し、森林の適正な保全に努めるものとする。

(森林空間の利用の促進)

第15条 県は、里山その他の森林空間(森林と周辺の自然環境等が一体となって作り出される空間をいう。)が県民の森林環境教育、保健休養又は都市と農山村との交流の用に供されるよう、森林の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村、森林づくり活動団体等が前項の措置を行う場合にあっては、これに必要な助言又は支援を行うものとする。

第2節 林業及び木材産業の振興**(効率的な森林施業の実施)**

第16条 県は、森林施業が効率的に実施されるよう、森林施業の団地化、林業機械の導入及び計画的な林道の整備に関し、林業の事業者等に対して必要な助言又は支援を行うものとする。

(県産材の利用の拡大)

第17条 県は、県産材の利用の拡大を図るため、県産材に関する情報の提供、施設の整備その他の公共事業における県産材の活用、県産材を使用する住宅の建設の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、生産、加工及び流通の合理化を通じた県産材の安定的な供給体制の整備に関し、木材産業の事業者等に対して必要な助言又は支援を行うものとする。

(森林資源の有効利用の促進)

第18条 県は、林業及び木材産業の振興に資するため、森林資源の新たな用途の開発その他森林資源の有効利用の促進に関し、林業及び木材産業の事業者等に対して必要な助言又は支援を行うものとする。

第3節 人づくり・仕組みづくり

(森林環境教育の推進)

第19条 県は、県民が森林づくりについての理解と関心を深めることができるよう、あらゆる機会を通じて森林環境教育の推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、次代を担う青少年の森林を大切にすることができるよう、森の文化・木の文化及び森林づくりに関する体験学習等の森林環境教育の充実、森林環境教育を支える人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、前2項の措置を講ずるに当たっては、教育機関との連携を図るものとする。

(技術者及び担い手の育成等)

第20条 県は、林業又は木材産業の現場の状況に対応できる技術者の育成及び確保を図るため、実践的な教育を実施するとともに、必要な情報の提供、助言又は支援を行うものとする。

2 県は、林業又は木材産業の経営を担うべき人材を育成するため、教育の充実を図るとともに、必要な情報の提供、助言又は支援を行うものとする。

(県民との協働による森林づくり)

第21条 県は、県民との協働により森林づくりを進めるため、森林づくりに関する県民運動が積極的に展開されるよう、情報の提供、県民との意見の交換その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民、森林づくり活動団体、事業者等が自発的に行う森林づくりに係る活動が促進されるよう、必要な助言又は支援を行うものとする。

(ぎふの山に親しむ月間)

第22条 県民の間に広く森林づくりについての理解を深めるとともに、県民が森林づくりに係る活動に積極的に参加する意欲を高めるため、ぎふの山に親しむ月間を設ける。

2 ぎふの山に親しむ月間は、8月とする。

3 県は、市町村、事業者、森林づくり活動団体等と連携して、森林づくりに対する県民の理解を深めるための啓発活動その他ぎふの山に親しむ月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(地域が主体となった森林づくりの支援)

第23条 県は、地域の森林づくりが適切かつ効果的に実施されるよう、その地域における森林づくりの方針等について提案その他の活動を行うことを目的として市町村が設置する組織の活動に関し、必要な助言又は支援を行うものとする。

2 前項の組織は、地域における意見が十分に反映されるよう、森林所有者、森林組合、地域住民等によって構成されるものとする。

(技術の向上及び普及)

第24条 県は、森林、林業及び木材産業に関する技術の向上を図るため、地域の特性に応じた調査及び研究、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、大学その他の研究機関及び事業者との連携に努めるものとする。

第4章 推進体制

第1節 岐阜県木の国・山の国県民会議

(設置及び所掌事務)

第25条 森林づくりに関する施策について広く県民の意見を反映し、県民と一体となって森林づくりを進めるため、岐阜県木の国・山の国県民会議(以下「県民会議」という。)を置く。

2 県民会議は、第12条第4項に規定するほか、森林づくりに関して知事に対し提言を行うことができる。

(組織等)

第26条 県民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 会長は、委員のうちから互選する。

6 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

7 県民会議に、前条第2項の所掌事務のうち専門的な事項を調査及び検討するため部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、県民会議に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

第2節 岐阜県木の国・山の国推進本部

(設置及び所掌事務)

第27条 森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、岐阜県木の国・山の国推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

2 推進本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 基本計画の策定に関すること。

(2) 森林づくりに関する施策の実施を推進すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

(組織等)

第28条 推進本部は、岐阜県木の国・山の国推進本部長、岐阜県木の国・山の国推進副本部長及び岐阜県木の国・山の国推進本部員をもって組織する。

2 岐阜県木の国・山の国推進本部長(以下「本部長」という。)は、知事をもって充てる。

3 本部長は、推進本部の事務を総括する。

4 岐阜県木の国・山の国推進副本部長及び岐阜県木の国・山の国推進本部員は、知事が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年5月21日から施行する。

附 則(平成28年3月29日条例第30号)

この条例は、交付の日から施行する。

2 主要統計資料

(1) 森林

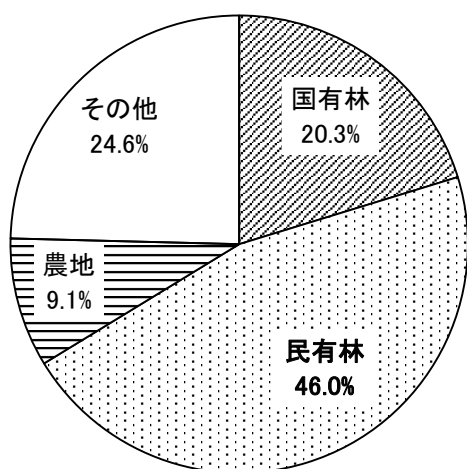
① 森林資源

県土面積	1,062 千 ha	全国第 7 位
森林面積 (国有林を含む)	862 千 ha	全国第 5 位
森林率 (県土面積に対する森林面積の割合)	81.1 %	全国第 2 位
民有林面積	684 千 ha	全国第 4 位
人工林面積 (国有林を含む)	385 千 ha	全国第 6 位
天然林面積 (国有林を含む)	430 千 ha	全国第 7 位

資料：林野庁計画課「森林資源の現況」(平成 29 年 3 月 31 日現在)

国土面積・県土面積は、国土地理院「令和 2 年全国都道府県市区町村別面積調(10 月 1 日時点)」

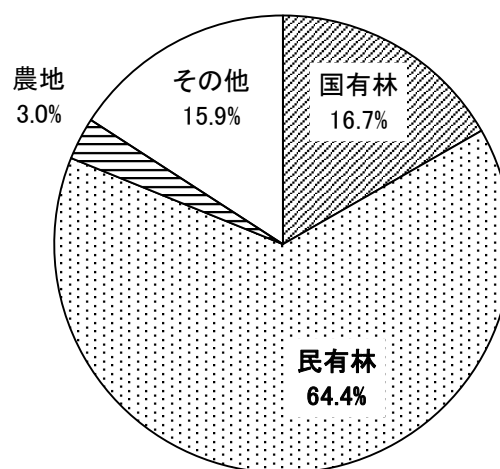
- 岐阜県の森林面積は 862 千 ha と県土面積の 81.1% を占めています。
- 内訳は、国有林が 178 千 ha、民有林が 684 千 ha で民有林は県土面積の 64.4% を占めています。
- 全国に比べ民有林の割合が高く、民有林面積は全国第 4 位です。



森林面積：25,048 千 ha (平成 28 年度)

地目別土地面積割合(全国)

資料：林野庁「森林資源の現況(平成 29 年 3 月 31 日現在)」
農林水産省「2015 年農林業センサス」

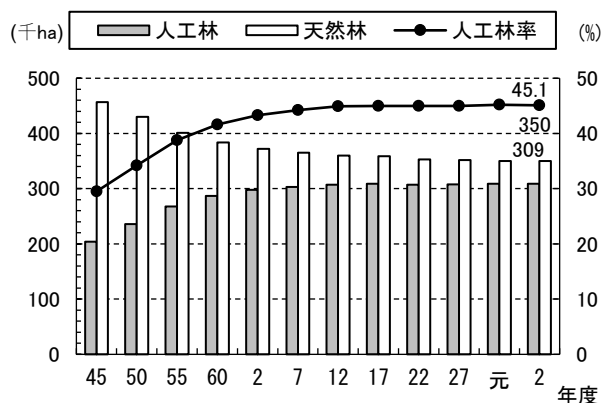


森林面積：862 千 ha (令和 2 年度)

地目別土地面積割合(岐阜県)

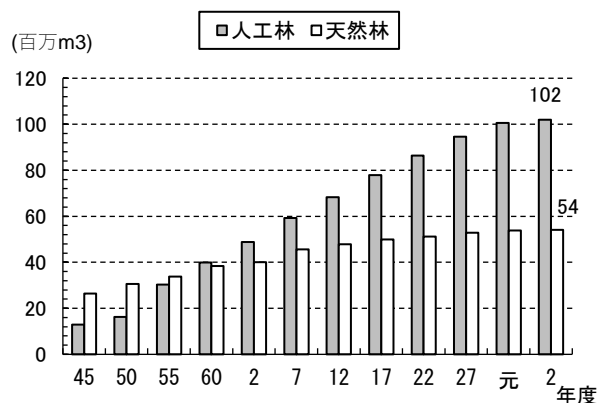
資料：国有林面積は中部森林管理局調べ
民有林面積は県林政課調べ
農地面積は農林水産省「2020 年農林業センサス」

- 森林蓄積は年々増加しており、令和2年度の民有林蓄積は156百万m³となっています。特に人工林蓄積が増加しています。



民有林森林面積の推移

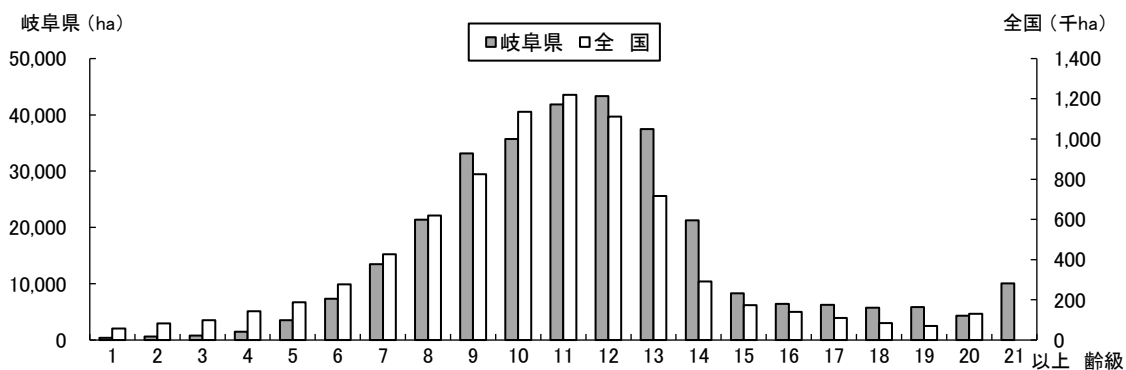
資料：県林政課調べ



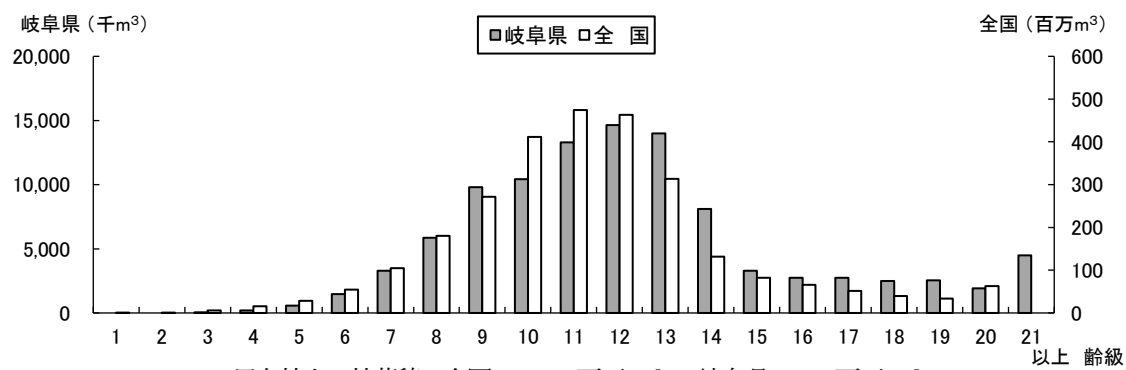
民有林森林蓄積の推移

資料：県林政課調べ

- 岐阜県の民有林人工林面積は309千ha、蓄積は102百万m³となっています。
- 民有林人工林面積は、8～12 齢級の森林が56.8%となっています。一方、5 齢級以下の森林は2.2%となっており、今後、齢級構成の平準化を図る必要があります。



民有林人工林齢級別面積分布



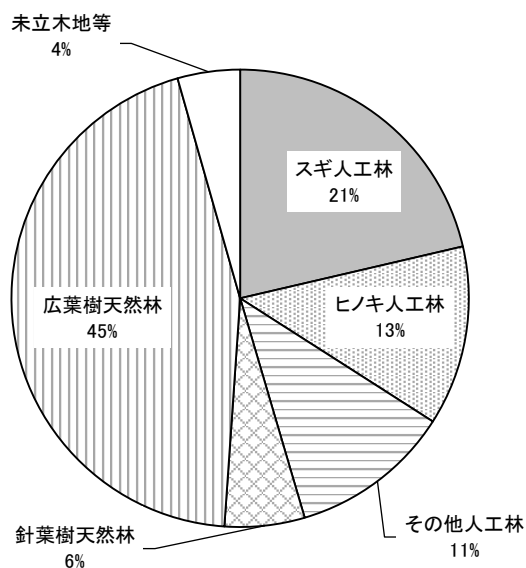
民有林人工林齢級別蓄積分布

資料：全国数値は、林野庁「森林資源の現況(平成29年3月31日現在)」

県数値は、県林政課調べ(令和2年度末)

注：全国数値は20 齢級以上を一括計上しているため、21 齢級以上のデータは20 齢級に含まれる。

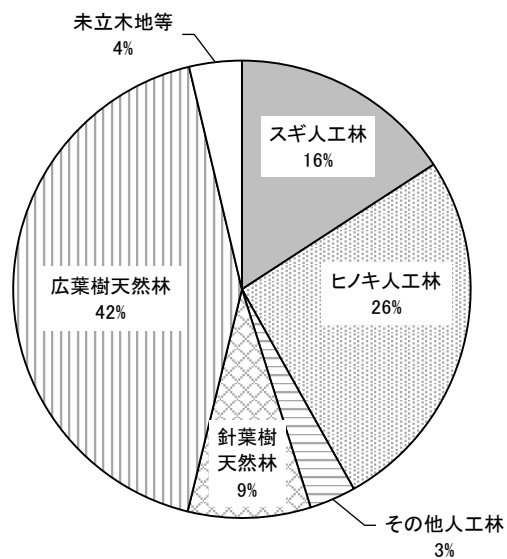
- ・ 民有林の樹種別面積は、ヒノキ人工林の割合が全国数値に比較して高くなっています。本県のヒノキ人工林面積・蓄積は、高知県に次いで第2位となっています。



(平成 28 年度)

民有林樹種別面積(全国)

資料:林野庁「森林資源の現況(平成 29 年 3 月 31 日現在)」



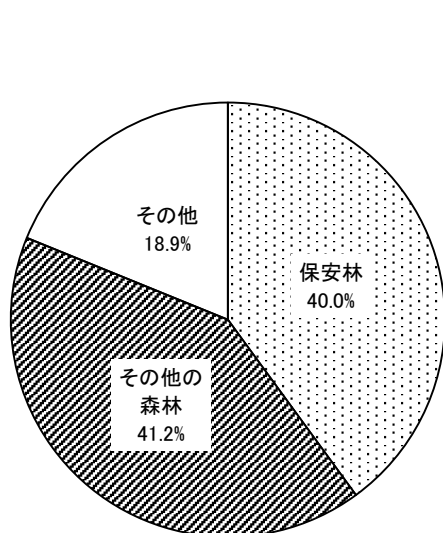
(令和 2 年度)

民有林樹種別面積(岐阜県)

資料:県林政課調べ

② 県土の保全

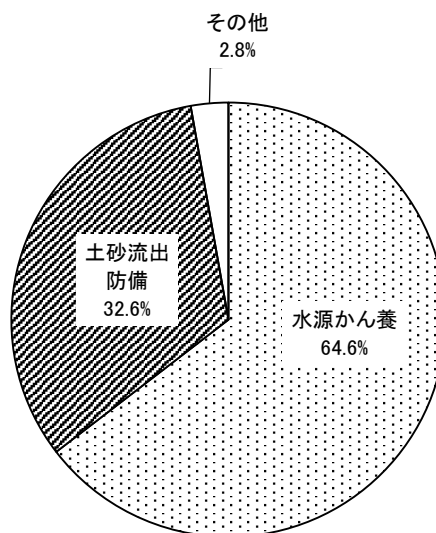
- ・ 保安林面積は 424 千 ha (うち民有保安林 252 千 ha、国有保安林 173 千 ha) で、県土面積の 40.0%、森林面積の 49.2%を占めています。
- ・ 保安林の 64.6%は、水資源の確保に重要な役割を果たしている水源かん養保安林で、続く 32.6%が土砂流出防備保安林となっています。



(令和 2 年度)

県土面積に占める保安林の割合

資料:県治山課調べ

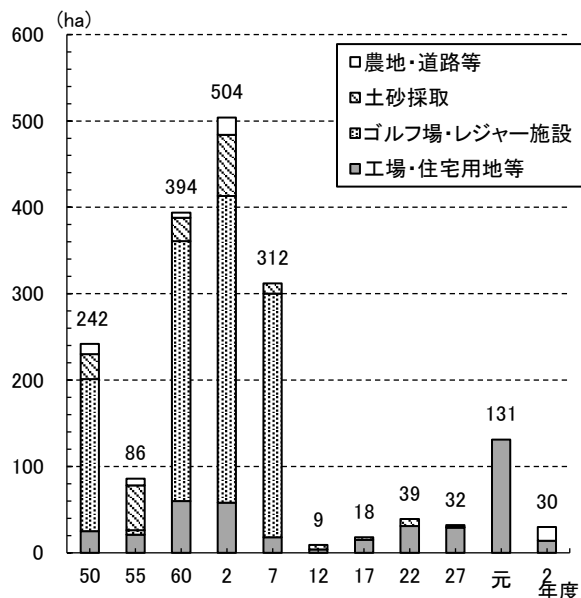


(令和 2 年度)

保安林の種類別構成割合

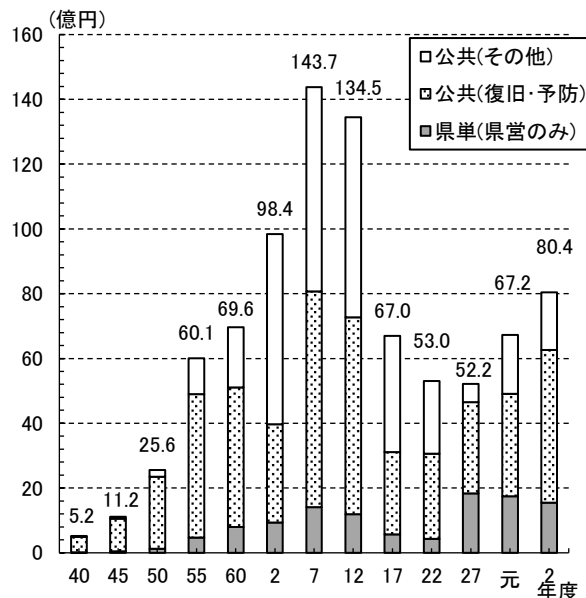
資料:県治山課調べ

- 令和2年度の林地開発許可件数及び面積は9件、30haで、前年度より減少しました。林地開発行為許可制施行後、最も多かった平成2年度(504ha)の6%にとどまっています。
- 令和2年度の治山事業工事費（公共・県単（県営のみ））は80.4億円で、対前年比119.6%と増加しました。



林地開発許可面積の推移

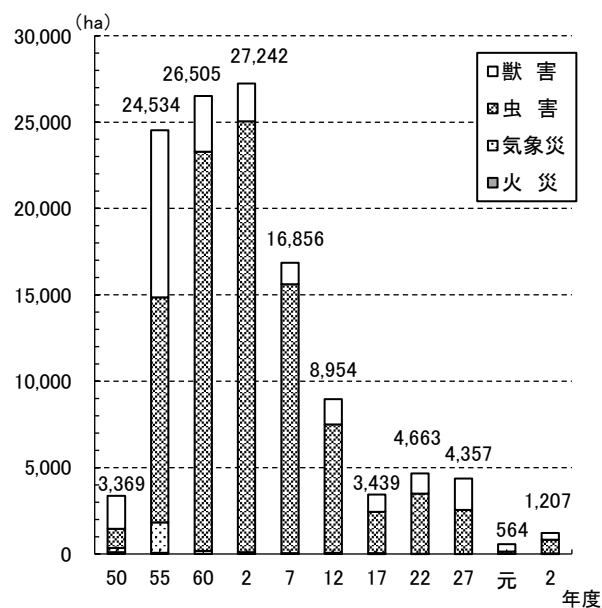
資料：県治山課調べ



治山事業工事費の推移

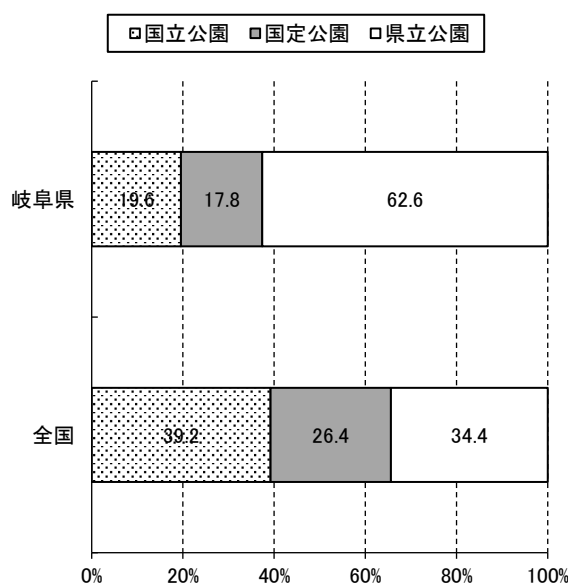
資料：県治山課調べ

- 令和2年度の森林被害面積は1,207haで、うち97.9%にあたる1,183haが病虫獣害によるものです。
- 本県の自然公園面積は、195千haで、全国5位となっています。中でも県立自然公園の割合が62.6%と最も高くなっています。



森林被害面積の推移

資料：県森林整備課調べ



(令和2年度)

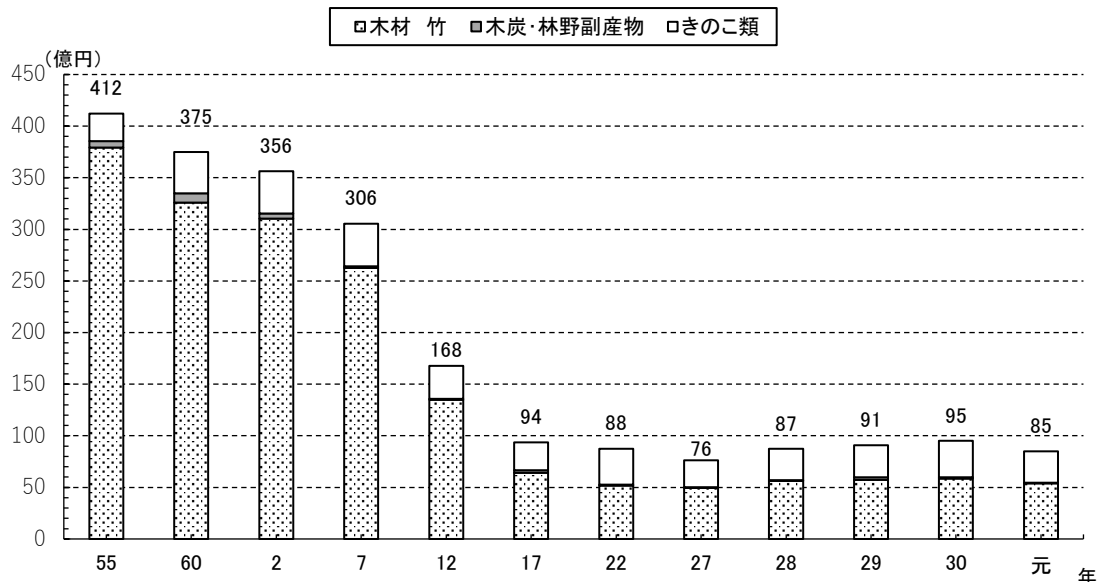
自然公園面積の割合

資料：環境省自然環境局「自然保護各種データ一覧」

(2) 林業・木材産業

① 林業経営

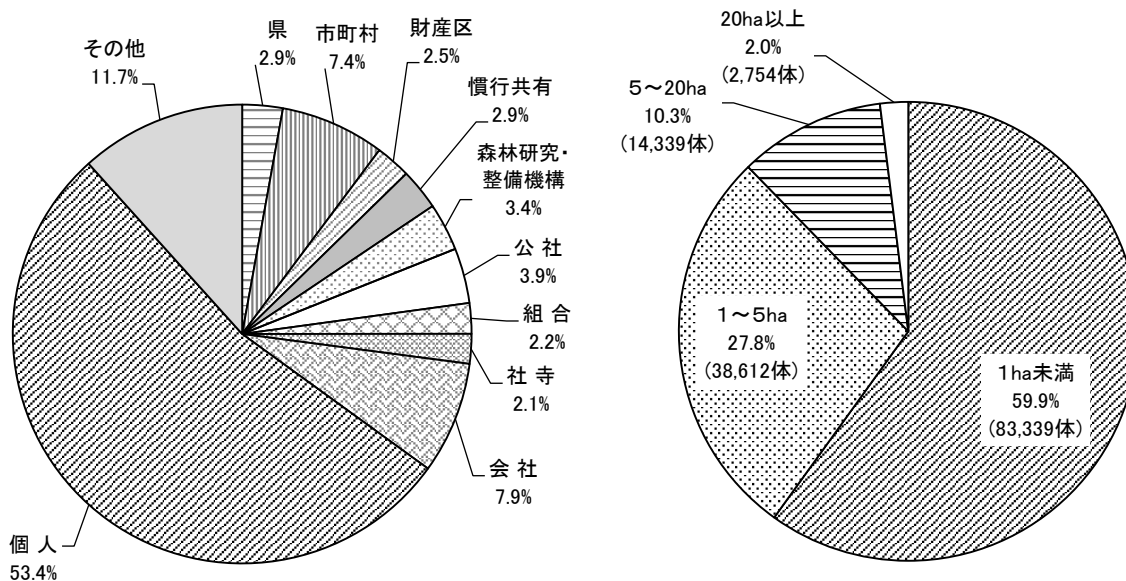
- 令和元年の林業産出額は85億円（対前年比89.9%）となっています。



林業産出額の推移

資料：東海農政局「第67次東海農林水産統計年報」

- 民有林面積は684千haであり、うち私有林が87.3%、公有林が12.7%となっています。私有林の内訳は個人所有が最も多く私有林全体の61.1%を占めています。
- 個人所有の規模別体数をみると、所有面積1ha未満が59.9%を占め、1～5haと合わせると全体の87.7%が5ha未満の零細な所有となっています。



(令和2年度)
所有形態別民有林面積の割合

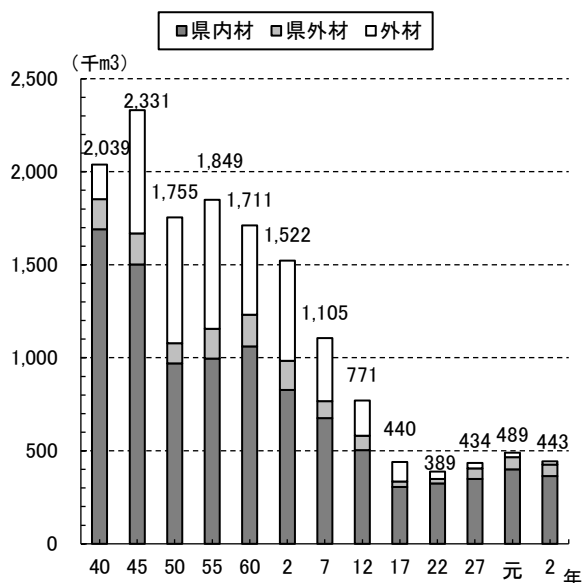
資料：県林政課調べ

(令和2年度)
個人所有林の所有規模別体数

資料：県林政課調べ

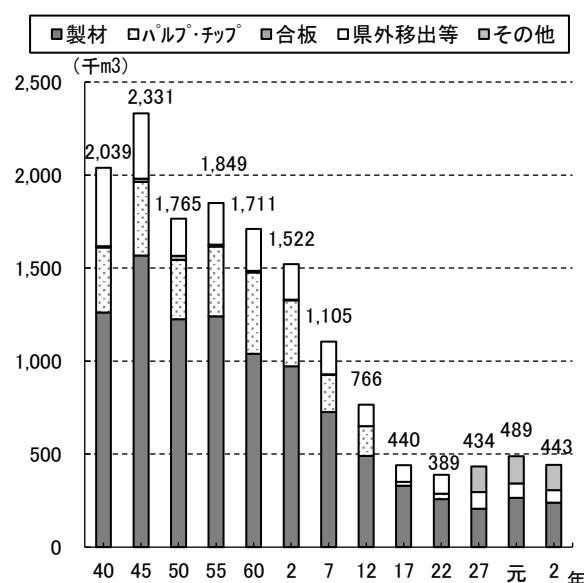
②木材生産・木材需要

- 令和2年の素材供給量は443千 m^3 で、前年に比べて46千 m^3 減少しました。このうち県内材の供給量は364千 m^3 で全体の82.2%を占めています。
- 素材の県内需要は376千 m^3 で、そのうち製材用の割合が63.6%と最も高くなっています。



供給元別素材供給量の推移

資料：農林水産省「木材統計調査」



素材供給量の推移

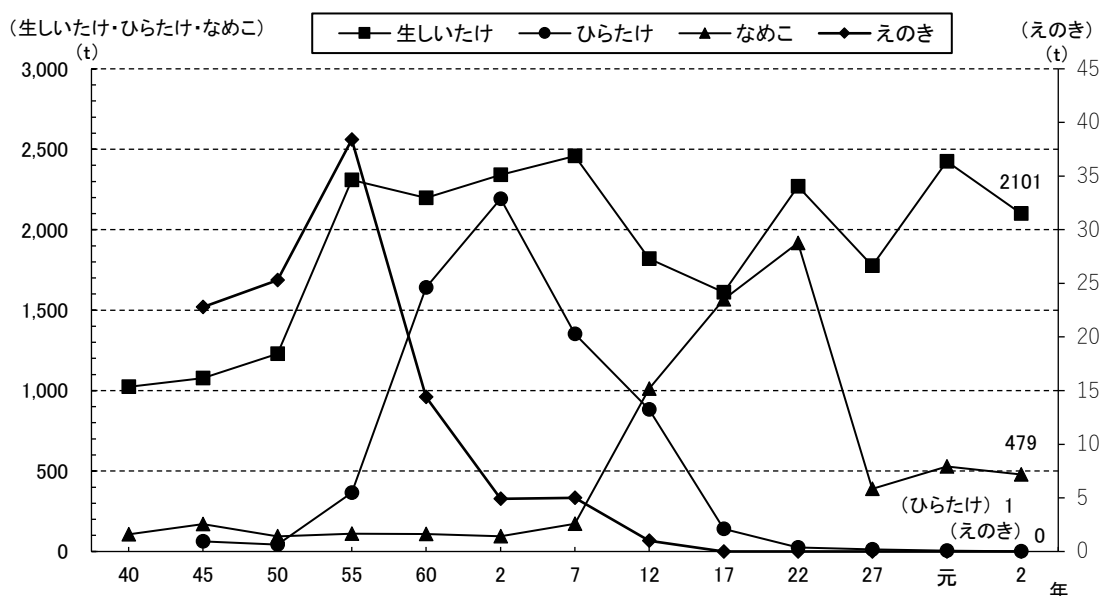
資料：農林水産省「木材統計調査」

注：調査の中止によりH13年以降の「パルプ・チップ」は「チップ」のみの数値

H23年以降は製材・県外移出等・その他で整理

③特用林産物

- 令和2年のきのこ類の生産量は、対前年比で「生しいたけ」が86.6%、「ひらたけ」が16.7%、「なめこ」が90.7%となっています。

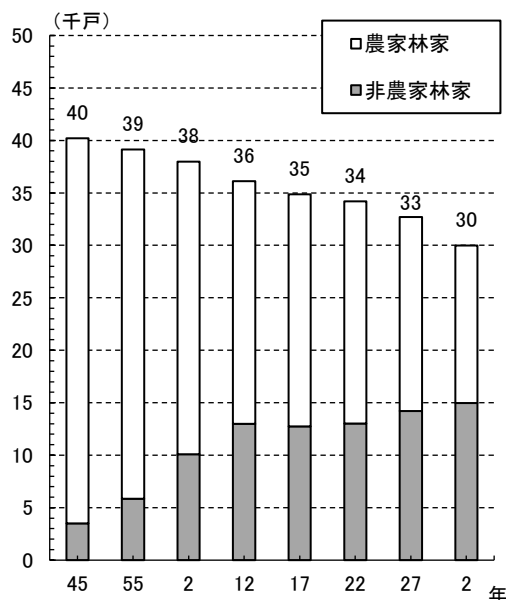


きのこ類生産量の推移

資料：県産産材流通課調べ

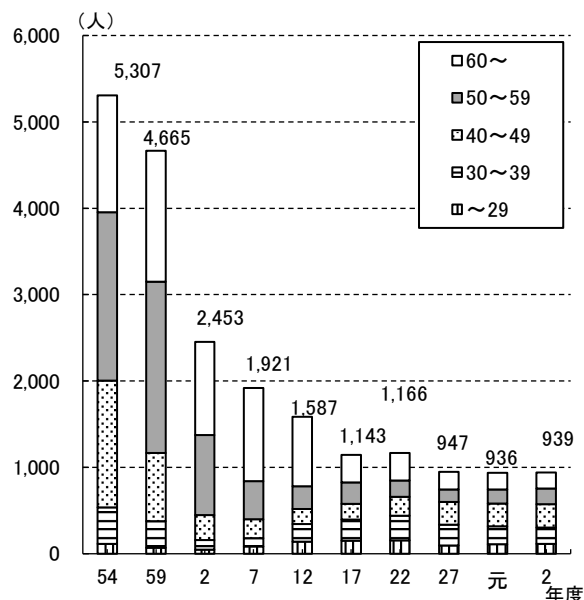
④林業労働力・林業機械

- ・ 林家（保有山林 1ha 以上）戸数は減少傾向にあります。平成 27 年から令和 2 年にかけて農家林家数は 3,467 戸(23%)の減少、非農家林家数は 753 戸（5%）の増加となっています。
- ・ 令和 2 年度の森林技術者数は 939 人で、前年度を上回りました（対前年比 100.3%）。また、60 歳以上の割合は、19.6%と前年度より若干減少しました。
- ・ 森林組合の作業班員は 398 人で、前年度より 13 人減少しました。



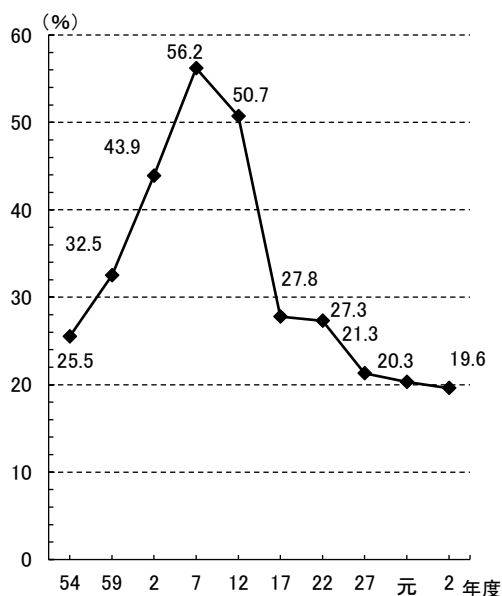
林家戸数の推移

資料：農林水産省「農林業センサス」



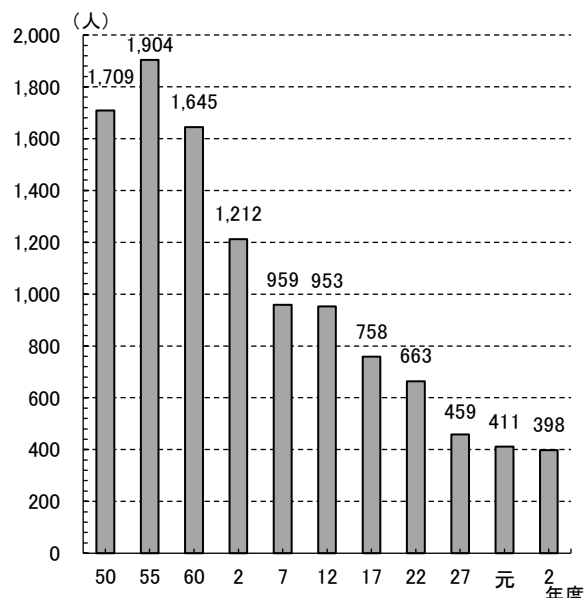
年齢別森林技術者の推移

資料：県森林整備課調べ



60歳以上の森林技術者の割合の推移

資料：県森林整備課調べ



森林組合作業班員数の推移

資料：県森林整備課調べ

3 用語の解説

【 あ 行 】

ICT (アイ・シー・ティー)

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

A材 (エーざい)

通直で品質的に欠点が少ない木材。直材。主に建築用途として使用される。

NPO (エヌ・ピー・オー)

Non-Profit Organizationの略で、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を与えられた特定非営利活動法人(NPO法人)のほか、市民活動団体、社会福祉法人、ボランティアグループなど様々な団体を含む。NPOの3つの特徴として、活動が非営利、社会的課題を解決、組織として活動がある。(2005年度岐阜県NPO法人ガイドブックより抜粋)

FSC認証 (エフエスシーにんしょう)

Forest Stewardship Council (森林管理協議会) が運営する世界的規模の森林認証制度。1993年創設。ドイツ・ボンに非営利・非政府のFSC本部があり、世界の各国・地域で下部組織が展開している。

エリートツリー

成長や形質が優れた精英樹同士の人工交配等により得られた次世代の個体の中から選抜される、特に成長等が優れた精英樹。

LPデータ (エルピーデータ)

Laser profilerの略で、航空機等からレーザー光を地表に照射し、その反射光から地形を精密に測定する技術を活用した情報。

エンジニアードウッド

強度性能について評価・保証された建築物の構造用の木材。構造用集成材やCLTなどがある。

OJT研修 (オージェイティーけんしゅう)

On-the-Job Trainingの略で、職場での実践を通じて業務知識を身につける育成手法のこと。

温室効果ガス (おんしつこうかガス)

地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の温度を上昇させる(地球温暖化)効果を有する気体の総称。代表的なものに、二酸化炭素(CO₂)、メタンガス(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)などがある。これらの排出には人間の生活、生産活動が大きく関与している。

【 か 行 】

皆伐 (かいばつ)

一定面積の立木の全部、または大部分を一度に伐採すること。

かかり木 (かかりぎ)

伐倒しようとした樹木が地面まで倒れず、周囲の樹木の枝等にもたれかかった状態。不安定で危険な状態であり、かかり木処理を行う際には万全の注意を要する。

カスケード利用 (カスケードりよう)

木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等としての再利用を経て、最終段階では燃料として使用すること。

下層植生 (かそうしょくせい)

植栽の時期や樹種構成の関係により樹冠が2層以上の構造を有している森林において、下位の層にある樹冠を構成する木及び草本類からなる植物集団を指す。

カーボン・オフセット

日常生活や企業等の活動で発生するCO₂(=カーボン)を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所の削減分で埋め合わせ(=オフセット)する取り組み。

間伐 (かんばつ)

森林が閉鎖してから主伐までの間に成長により混みあってきた森林を健全な状態に導くため、または経営上中間収入を得るために立木の一部を抜き伐り等により除くこと。

間伐材 (かんばつざい)

間伐によって生産された木材。

木の国・山の国県民会議

(きのくに・やまのくにけんみんかいぎ)

岐阜県森林づくり基本条例(平成18年岐阜県条例第25号)第25条に基づき、学識経験者その他県民等20名以内により、岐阜県の森林づくりに関して提言等を行うことを目的に設置した県民協働組織。

木の国・山の国推進本部

(きのくに・やまのくにすいしんほんぶ)

岐阜県森林づくり基本条例(平成18年岐阜県条例第25号)第27条に基づき、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置した、知事を本部長とする庁内組織。

岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム (ぎふけんしんりんぎじゅつかいはつ・ふきゅうコン ソーシアム)

岐阜県の森林・林業・木材産業に関する県民からの技術的な相談に対応するとともに、産学官連携・海外連携による、共同研究・開発、交流・研修により新たな技術の開発やその普及を図ることを目的に、平成26年9月に設立された組織。

岐阜県森林づくり基本条例 (ぎふけんしんりんづくりきほんじょうれい)

揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくりを基本理念として県が平成18年3月23日に制定、平成18年5月21日に施行した条例。

岐阜県水源地域保全条例 (ぎふけんすいげんちいきほぜんじょうれい)

水源地域における適正な土地利用の確保を図るための措置等を県が平成25年3月26日に制定、平成25年4月1日に施行した条例。

岐阜県緑の博士(グリーンドクター) (ぎふけんみどりののはかせ(グリーンドクター))

岐阜県が認定する資格で、衰弱した樹木の診断と樹勢回復について専門的な知識と技術を有する者。グリーンドクターは、岐阜県緑の博士の通称。

ぎふ性能表示材(ぎふせいのうひょうじざい)

岐阜県産の構造材・内装材について、寸法や乾燥度合いを示す含水率、たわみにくさを示す曲げヤング係数等の品質・性能の基準をJAS制度に準じ岐阜県独自で定め、高品質な岐阜県産材の安定供給を図る制度。

ぎふの山に親しむ月間 (ぎふのやまにしたしむげっかん)

岐阜県森林づくり基本条例(平成18年岐阜県条例第25号)第22条において、県民に広く森林づくりについての理解を深め、森林づくりに係る活動に積極的に参加する意欲を高めてもらうため、8月をぎふの山に親しむ月間と制定。

ぎふ木育(ぎふもくいく)

岐阜県の豊かな自然を背景とした「森と木からの学び」のこと。

ぎふ木育教室(ぎふもくいくきょうしつ)

幼児期における森や木に親しむ体験を通して、人と自然との関わりを自ら考えることができる心を育むため、幼稚園や保育園等において、身近な自然と触れあい親しむ活動、木のおもちゃづくり等の活動を実施するもの。

ぎふ木育サポーター(ぎふもくいくサポーター)

木のおもちゃでの遊びをとおして、「ぎふ木育」の魅力を伝えるボランティアスタッフとして、令和元年度から県が養成。「ぎふ木遊館」や木育イベント等で活動。

ぎふ木育30年ビジョン (ぎふもくいく30ねんビジョン)

「ぎふ木育」を通じた「森林に関する人づくり」のため、県が策定したビジョン(平成25年3月)。全ての県民が森林(自然)に誇りと愛着をもち、森林に対して責任ある行動をとる姿を目指し、人が生まれてから次の世代を育てるまでの30年間を目安として、段階的・継続的に取組みを進めるもの。

ぎふ木育指導員(ぎふもくいくしどういん)

森や木、木のおもちゃに関する知識など、「ぎふ木育」に関する幅広い知識を習得した者を平成28年度から県が認定。イベント等で「ぎふ木育」に関する普及啓発を実施。

ぎふ木育ひろば(ぎふもくいくひろば)

県産材を活用した木製品や木育教材を有し、誰もが身近に「ぎふ木育」を体験できる屋内空間として、県内の児童館、図書館等に常設する地域の木育拠点。

ぎふ森林づくりサポートセンター (ぎふもりづくりサポートセンター)

県民の森林づくり活動への参加を促進し、森林づくりに関わる団体等の活動を支援するため、森林づくり活動に関する県民の総合窓口として平成18年に設置。森林づくりや、「ぎふ木育」の活動に関する情報の収集・発信、活動団体のネットワーク化、森林づくり活動のコーディネート等を行う。

GAP(ギャップ)

GAP(Good(良い)Agricultural(農業)Practice(実施))は、農林水産省では「農業生産工程管理」と訳されており、食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農業生産工程に潜むリスクを管理し、持続的に農業を行うための取組み。

強度間伐(きょうどかんぱつ)

間伐回数を減らす等の目的のために、従来の間伐に対して、より多くの抜き伐りを行う間伐のこと。

グラップル付き搬器(グラップルつきはんき)

伐採木を掴むためのグラップルが付いた架線集材用の搬器のこと。リモコン操作で伐採木を搬出できる。

グリーン・ツーリズム

農村地域において、自然・文化・人との交流を楽しむ余暇活動のこと。

溪流の状態(けいりゅうのじょうたい)

土石流の流下に関わる要因を溪流の勾配で区分したものの。土砂発生源は、土石流の発生危険度の高い区間(およそ20度以上)、流送区間は、発生した土石流が溪床を洗掘しながら流下する区間(およそ10度~20度)、堆積区間は、土石流が減速し停止する区間(およそ3度~10度)。

県産材(けんさんざい)

県内に所在する森林から生産された木材。

原木（げんぼく）

製材される前の伐採された丸太のこと。

（森林の）公益的機能**（しんりんの）こうえきてききのう**

森林の機能のうち、洪水や土砂崩れ等を防ぐ防災機能（下流部における水害防止）、地球温暖化防止機能、生物多様性の保全機能、水源かん養機能等をいう。

公社（こうしゃ）（林業公社（りんぎょうこうしゃ））

分収方式による森林造成を行うことにより、森林資源の育成のほか、水資源の確保、県土の保全、農山村地域の振興等に寄与することを目的として民法第34条に基づき設立された法人。岐阜県では、（公社）岐阜県森林公社と（公社）木曾三川水源造成公社がある。

更新（こうしん）

森林や樹木等の世代交代。

高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）

1台の機械で、多くの工程を処理したり、単一の工程を能率良く処理できる木材伐出用の専用機械をいう。機械の種類にはフェラバンチャ（伐倒）、プロセッサ（玉切り・枝払い）、ハーベスタ（伐倒、玉切り、枝払い）、タワーヤーダ、スイングヤーダ（集材）、スキッド（集材）、フォワーダ（集材運搬）、グラップルソー（玉切り、集積、積込み）等がある。国内には、1980年代後半から導入されるようになった。

合板（ごうはん）

丸太から大根のカツラムキのように薄板をつくり、繊維方向を交互にして接着剤で貼り合わせた板。

広葉樹（こうようじゅ）

平たくて幅の広い葉をもった樹木。（例：ナラ、シラカバ等）

【さ行】**材積（ざいせき）**

木材や樹木の体積をいい、 m^3 （立方メートル）で表す。

再造林（さいぞうりん）

人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。多くは、針葉樹人工林の伐採跡地に再び針葉樹の苗木を植栽する。

作業システム（さぎょうシステム）

伐倒、造材、集材、運材等の森林作業への機械や人員の配置等の一連の作業方法。林道からの距離や地形、生産目的により最適なシステムは異なる。

（森林）作業道（しんりん）さぎょうどう

伐採、造林、保育等の森林施業を行うために、林道等から作業現場へ向けて整備した自動車や高性能林業機械の通行が可能な幅員3m程度の作業用道路。

里山（林）（さとやま（りん））

集落の近くにある森林の総称。

山地災害危険地区（さんちさいがいきけんちく）

山地災害の発生する恐れがある箇所。

山地災害防止機能（さんちさいがいぼうしきのう）

森林内において土砂の崩壊、流出等を抑制することにより、山地の荒廃化を防ぎ、森林が発生源となる災害の発生を防ぐ働き。

GIS（ジーアイエス）**（森林GIS（しんりんジーアイエス））**

Geographic Information System（地理情報システム）の略で、位置情報に基づき、地図や空中写真等の図面情報と、文字・数値情報を、総合的に管理、分析、加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム。森林GISは、森林計画図や森林簿等の森林情報を管理するものをいう。

Jークレジット（ジェイクレジット）

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組みによる、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

CS立体図（シーエスりったいず）

Curvature Slopeの略で、地形図から判読できる「標高」「傾斜」「凹凸（曲率）」を異なる色調で彩色し、立体表現した地形表現図。

GNSS（ジーエヌエスエス）

Global Navigation Satellite Systemの略で、人工衛星によって地上の現在位置を決定する衛星測位システムの総称。有名なGPSは、米国が開発したシステムで、GNSSの一つ。

GNSSはGPSを含む複数の衛星測位システム（日本の準天頂衛星、ロシアのGLONASS、欧州連合のGalileo等）を併用して利用するので、より精度の高い測量が可能。

CLT（シーエルティー）

Cross Laminated Timber（直交集成材）の略で、一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した板。

C材（シーざい）

小径木、短尺材で主に製紙用、ボード用の原料としてチップに加工される。

下刈り（したがり）

植栽木の成長を妨げる雑草木を刈り払う作業。

市町村森林管理委員会**(しちょうそんしんりんかんりいいんかい)**

地域の森林づくりが適切かつ効果的に実施されるよう、その地域における森林づくりの方針等について提案、その他の活動を行うことを目的として市町村が設置する組織。構成員は森林所有者、森林組合、地域住民等。

自伐林家(じばつりんか)

自らが所有する森林において、主として自ら伐採等の作業を行うことにより森林施業を行っている者。

獣害(じゅうがい)

獣類によって、樹皮をはがされたり若木が食害を受けたりする被害等のこと。

集材(しゅうざい)

伐採した木を一定の場所へ集める作業のこと。

集成材(しゅうせいざい)

板材や角材を、厚さ、幅、長さ方向に接着して集成した木材。

主伐(しゅぱつ)

木材として利用できる時期にきた木を伐る(伐採する)こと。主伐には、一度に全部を伐る「皆伐」と、何回かに分けて伐る「漸伐」がある。なお、一般的に択伐と呼ばれるもので、樹下植栽、更新補助作業を伴うものは、主伐となる。

植栽(しょくさい)

苗木を植え付けること。

除伐(じょぱつ)

若齢の森林で、目的樹種の成長を妨げる樹種を中心に除去する作業。

針広混交林(しんこうこんこうりん)

針のような葉をもった「針葉樹」と、平たくて広い葉をもつ「広葉樹」が混ざりあった森林。

人工林(じんこうりん)

苗木を植えたり種を蒔くなど、人の手をかけてつくられた森林。

森林環境譲与税(しんりんかんきょうじょうよぜい)

森林環境税(国税)の収入額に相当する額を市町村及び都道府県に譲与するもの。市町村においては森林整備及びその促進に関する費用に、都道府県においては森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされている。

森林技術者(しんりんぎじゅつしゃ)

林業(造林、保育、伐木、造材、集材、作業道開設・補修)に従事する者。

森林教育(しんりんきょういく)

森林内での様々な体験活動等を通じて、人々の生活と森林との関係について理解を深めるための森林や木に関する教育。

森林組合(しんりんくみあい)

森林組合法に基づいて組織された、森林所有者を組合員とする協同組合。なお、本計画においては、生産森林組合を除く。

森林クラウドシステム(しんりんクラウドシステム)

森林資源等に関する情報を市町村や林業事業者等の関係者間で効率的に共有するため、森林情報をクラウド上で一元的に管理し、ネットワークを経由して利用するシステム。

森林経営管理制度(しんりんけいえいかんりせいど)

森林経営管理法に基づき、経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するための制度。

森林経営計画(しんりんけいえいけいかく)

森林法第11条に基づき、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が一体として整備できる森林について、5年を1期として立てる森林の経営に関する計画。計画の形態には、林班の2分の1以上の面的まとまりのある森林による「林班計画」と、市町村長が定める一定区域内で30ヘクタール以上の面的まとまりのある森林による「区域計画」、自らが所有する100ヘクタール以上の属人的まとまりのある森林による「属人計画」がある。

森林資源(しんりんしげん)

直接的な意味では、森林から採取して生活に用いられる有用な材料や原料となるものをいい、製材、紙、パルプ等に用いられる木材、落葉や枝を含めた薪や炭等の燃料材、キノコ類、薬草、木の実、竹、樹皮、樹液、樹枝、繊維、染料等市場で取引される商品、および日常生活での必要品等。その後、水や空気や土壌など森林の存在によって生じる自然環境、さらには、水、大気、土等の物質そのものよりも、水の循環、大気浄化や気候の安定、土の生産・流出防止等の森林に備わっている環境維持機能も森林資源であると考えようになってきた。

森林所有者(しんりんしゅゆうしゃ)

森林を保有する者あるいは所管する者。

森林整備(しんりんせいび)

森林施業とそのために必要な施設(林道等)の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業（しんりんせぎょう）

主に木材生産を目的に、森林に対して様々な働きかけをすること。対象とする森林タイプで分けて「針広混交林施業」「広葉樹林施業」、伐期で分けて「短伐期施業」「長伐期施業」、収穫と更新のしかたで分けて「択伐林施業」「複層林施業」というように使う。

森林配置計画（しんりんはいちけいかく）

将来に向けて望ましい森林の姿へ森林の配置を見直し誘導するため、県が客観的基準と地域の実情を踏まえて策定する計画（100年の森林づくり計画）。計画では、県内の民有林を「木材生産林」「環境保全林」「観光景観林」「生活保全林」の4つに区分する。

森林病虫害（しんりんびょうがいちゅう）

森林を構成する樹木を侵す微生物及び昆虫等の総称。代表的なものに穿孔虫のマツノマダラカミキリがある。

森林・林業基本計画

（しんりん・りんぎょうきほんけいかく）

森林・林業基本法に基づき、政府が森林や林業・木材産業に関する施策の基本的な方針を定める計画。森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更される。

水源かん養機能（すいげんかんようきのう）

洪水を緩和させる、流量を安定させる、水質を浄化するなど、森林のもつ水資源を保全する働き。

スマート林業（スマートりんぎょう）

地理空間情報やICT等の先端技術を活用した林業。生産性や安全性の向上、需要に応じた木材生産、労働負荷の軽減が期待できる。

生活環境保全林（せいかつかんきょうほぜんりん）

森林の保健休養機能を十分に発揮させるため、治山事業の一環で整備された森林のこと。森林内に遊歩道や東屋等の利用施設を整えて森林空間を森林浴等のレクリエーションの場として広く活用できる森林となっている。

製材（せいざい）

丸太から角材や板材を挽き出すこと、またはその製品。

生物多様性（せいぶつたようせい）

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

施業（せぎょう）

本計画では、森林施業の意味で使用。

施業指針（せぎょうしん）

森林を保育するための植栽、下刈り、除伐、間伐等の人為的働きかけを森林施業という。施業体系ごとの目標林型に向けての標準的な作業の時期、量等を示したものの。

施業集約化（せぎょうしゅうやくか）

林業の生産性の向上を図るため、小規模に分散した施業地をとりまとめて路網を整備ながら、林業機械を効率的に用いて間伐等の施業を行なうこと。（路網を整備しながら、林業機械を効率的に用いて生産性の向上を図るため、小規模に分散した施業地をとりまとめること）

施業プランナー（せぎょうプランナー）

地域の森林整備の推進のため、森林所有者に対する積極的な働きかけにより事業地の集約化を行い、高性能林業機械の活用や路網整備等による低コストな木材生産で森林所有者に利益を還元できる者。

全国森林計画（ぜんこくしんりんけいかく）

農林水産大臣が森林・林業基本計画に即し、全国の森林について5年ごと15年を1期として立てる計画。

早生樹（そうせいじゅ）

一般的には、スギやヒノキに比べて初期の樹高成長量や伐期までの材積成長量の大きな樹種。コウヨウザン、センダンなどがある。

造林（ぞうりん）

森林の生育過程を通して、育成管理すること。

素材生産（そざいせいさん）

立木を伐採し、造材して素材（丸太）を生産すること。

【 た 行 】

大径材（たいけいざい）

最小径30cm以上の原木のこと。

多面的機能（ためんてききのう）

公益的機能に、木材等の生産機能を加えたもの。

地域森林監理士（ちいきしんりんかんりし）

地域が主体となった森林の管理・経営に必要な専門的知識等を有する人材。市町村・地域の森林づくりをサポートする。

蓄積（ちくせき）

林分の材積の総量を指し、森林簿では小班ごとに整数の m^3 単位で表している。

治山施設個別施設計画

（ちさんしせつこべつしせつけいかく）

インフラ長寿命化計画（国）に係る岐阜県治山施設長寿命化計画に基づき、治山施設の維持補修や管理方針を定めたもの。

治山対策（ちさんたいさく）

山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全するために実施するダム工、山腹工や森林整備。

D材（ディーざい）

根元材、端材で、主に燃料（チップ、ペレット）の原料に利用される。

天然林（てんねんりん）

木の種が自然に落ち、芽生え、育つなど、ほとんどが自然の力によって成立した森林。本計画では、原生林、天然生林、二次林を含んだ広い意味で、人工林に対比する用語として「天然林」を使う。

特殊地拵え（とくしゅじごしらえ）

火災や台風などによる被害を受けた森林等において、人工林の造成を目的として行う、前生樹の伐倒、除去。

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

主として森林原野において産出された産物で、通常林産物と称するもの（加工炭を含む）のうち、一般用材を除く品目の総称をいう。具体には、きのこ類、特用樹（和紙等の原料となるこうぞ、みつまたなど）、山菜類、薬用植物、樹実（くり、とちの実等）類、樹脂類、木炭等。

土場（どば）

市場等に出荷する前に、木材を一時的に集積・貯蔵しておく場所のこと。山土場等ともいう。

【 は 行 】**バイオマス**

再生可能で生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。例えば、木質のバイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源として注目される。

ハイブリッド資材（ハイブリッドしざい）

木材と鋼材、木材と炭素繊維素材など2種類以上の材料を組み合わせて製造された資材。

伐採許可旗・伐採届出旗制度

（ばっさいきょかばた・ばっさいとどけでばたせいど）

合法的な伐採を行う森林の目印とするため、保安林内で皆伐をする場合は「伐採許可旗」、普通林で1ha以上の皆伐をする場合は「伐採届出旗」を設置する制度。

ハーベスタ

高性能林業機械の一つ。伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と、玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

搬出間伐（はんしゅつかんぱつ）

伐採した木を森林外へ搬出し、木材として利用する間伐のこと。

B材（ビーざい）

曲がり材や短尺材で集成材用の板材や合板用の単板に加工される。

非木材林産物（NTFPs）

（ひもくざいりんさんぶつ）

森林から得られる木材以外の有用な食品や物質の総称。例えば、蜂蜜、きのこ類、山菜、果実等。

FIIT（フィット）

Feed in Tariffの略で、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度のこと。

プレカット

住宅等の建築に必要な柱、梁などの部材を現場で簡単に組み立てられるように工場であらかじめ加工すること。

プレーパーク

道具や自然素材等を使って、自分の責任で自由に遊ぶことを基本とした野外の遊び場のこと。

保安林（ほあんりん）

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。このような森林は、木を伐ることが制限されたり、木を植えることが義務づけられるなど法律による規制を受ける。

保育（ほいく）

苗木を植えてから木材として利用できるまでの間に、人の手をかけて植えた木の成長を助け、丈夫な林を育て上げるための作業。下刈り・つる切り・除伐・間伐等の作業のこと。

【 ま 行 】**緑と水の子ども会議（みどりともみずのこどもかいぎ）**

木や森についての理解を深めるとともに、森林づくり活動への自主的行動や環境保全に対する意識の向上を図るため、小中学校や高等学校等での学校教育の一環として学習活動や体験活動を実施するもの。

未利用材（みりようざい）

主伐、間伐等の森林施業をした後、林内に放置されている木材。

民有林（みんゆうりん）

個人、地方公共団体等が持ち主の森林。国有林以外の森林のこと。民有林には私有林（個人有、会社有、社寺有等）、公有林（県有、市町村有、財産区有等）、公社所有林等がある。

恵みの森づくりコンソーシアム

（めぐみのもりづくりコンソーシアム）

環境保全を重視しながら新たな森林資源の価値に注目して活用を進め、林業ではカバーされない里山・奥山林の持続的な保全と森林資源を活用した産業の育成を目指すため、理念を同じくする県民、企業、NPO等から構成される組織。平成23年7月に設立。

木育（もくいく）

子どもの頃から木に親しみ、木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる心を育てる取組み。

木材サプライチェーン（もくざいサプライチェーン）

木材が生産されてから木材製品が消費者に渡るまでの生産・流通プロセスのこと。

木材産業（もくざいさんぎょう）

木材を原料とした加工・流通に関連する生産業、販売業の総称。

**木質化（もくしつか）、
内装木質化（ないそうもくしつか）**

主要構造が木造以外の建築物を新築、増築、改築又は模様替えをするにあたり、内装に木材を使用すること。

木造化（もくぞうか）

主要構造が木造の建築物を新築、増築又は改築すること。

木造建築マイスター（もくぞうけんちくマイスター）

木材住宅アドバイザー又は非住宅分野の建築物の設計に10年以上従事している建築士で、県が主催する養成講座を修了し県が認定した者。県産材を活用した非住宅分野の建築物の木造化や木質化の提案・相談を行う者。

木造住宅アドバイザー**（もくぞうじゅうたくアドバイザー）**

建築士の資格を持ち、県が主催する養成講座を修了し県が認定した者。県産材を利用した住宅の提案や木造住宅に関する相談・要望に応じられる者。

木造住宅相談員**（もくぞうじゅうたくそうだんいん）**

工務店の営業担当者等で、県が主催する養成講座を修了し県が認定した者。木造住宅を新築又はリフォームする施主に対し、県産材を利用した住宅の特長や補助制度などを説明できる者。

森のジョブステーションぎふ**（もりのジョブステーションぎふ）**

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、公益社団法人岐阜県森林公社を「林業労働確保支援センター」に指定。その機能と組織を拡充し、「森のジョブステーションぎふ」を開所。林業の就業相談から技術修得・定着までを一貫してサポートする組織。

森のようちえん（もりのようちえん）

自然体験活動を基軸にした子育て・保育、乳児・幼少期教育の総称。

【ら行】**リモートセンシング**

人工衛星や航空機などに搭載したセンサー（測定器）を用いて、対象物に触れることなく、離れたところから観測する技術。

立木（りゅうぼく）

森林法では土地に生立している木のこと。

林業事業体（りんぎょうじぎょうたい）

他者からの委託または立木の購入により造林、伐採等の林内作業を行う森林組合、素材生産業者等。

林地（りんち）

木竹が集団で生立している土地を指す場合が一般的。

林地開発許可制度（りんちかいはつきよかせいど）

森林の乱開発防止のため、森林法によって定められている開発規制措置。

林道（りんどう）

公道から、森林へアクセスするための幅員3～7m程度の自動車道。管理主体は主に市町村。

林齢（りんれい）

森林の年齢のこと。人工林では、苗木を植えた年を「1年」として、以下「2年」、「3年」…と数える。

齢級（れいきゅう）

森林の年齢（林齢）を一定の幅にくくったもの。一般に5年を一区切りにし、林齢1～5年を1齢級、6～10年を2齢級、以下3齢級、4齢級という。

路網（ろもう）

一般に林道・作業道の総称。本計画では、公道、林道、作業道をいう。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶴飼などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

岐阜県林政部 林政課
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
電話 058-272-1111 (代表)

